

2023年度 夏季節電プログラム約款

この約款（以下、「本約款」といいます。）は、株式会社やまがた新電力（以下、「当社」といいます。）が提供する「2023年度 夏季節電プログラム」（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

お申込みいただいた皆様（以下、「ユーザー」といいます。）には、本約款に従って、本サービスをご利用いただきます。

第1条（適用）

本約款は、ユーザーと当社との間の本サービスに関わる一切の關係に適用されるものとします。

第2条（利用手続き 利用条件）

- 1 当社から電力需給契約に基づき電力の供給を受けているお客さまが、当社の定める方法によって利用申込みすることによって、本サービスを利用できるものとします。
- 2 当社は、利用申込み者に以下の事由があると判断した場合、当社からキャンセルすることがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - (1) 利用申込みに際して虚偽の事項を届け出た場合
 - (2) 本約款に違反したことがある者からの申請の場合
 - (3) その他、当社が利用申込みを相当でないと判断した場合

第3条（サービス内容）

当社がユーザーに提供するサービスの内容は別紙 節電割引サービス仕様書（以下、「仕様書」といいます。）のとおりとします。

第4条（利用料金および支払方法）

当社はユーザーに対し、本サービスを無償で提供します。

第5条（禁止事項）

ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 当社または第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊、妨害する行為
- (4) 当社または第三者のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (5) 当社または第三者の著作権その他知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (6) 当社のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供

与する行為

(7) その他、当社が不適切と判断する行為

第6条（本サービスの提供の停止等）

1. 当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、ユーザーに事前通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - (1) 本約款第5条（禁止事項）の定めに違反したとき
 - (2) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により本サービスの提供が困難となった場合
 - (3) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
 - (4) 本サービスの対象となっている施設について当社との電力需給契約が終了した場合
 - (5) その他、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
2. 当社は、本サービスの提供が困難と判断した場合は第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第7条（利用制限および登録抹消）

1. 当社は、以下の場合には、事前の通知なく、ユーザーに対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、またはユーザーとしての登録を抹消することができるものとします。
 - (1) 本約款のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 申請事項に虚偽の事実があると判明した場合
 - (3) その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
2. 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりユーザーに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第8条（取得情報の利用）

1. 当社は、以下に定める取得情報その他本サービスに関連して取得したお客さまの個人情報をお客さまの次に定める目的で利用します。

[取得情報]

- (1) お客さま氏名／メールアドレス
- (2) 建物情報などお客さまがサービス利用にあたって別途当社に対して提供した情報

[目的]

- (1) 本サービス提供のため
- (2) サービス品質改善・応対サービス向上のための分析その他各種分析・調査の実施のため

2. 取得した個人情報は、当社が別に定める「お客様個人情報の保護に関する方針」に従って取り扱います。

3. 当社は、利用データを統計的なデータに加工したうえで、新サービスの開発、マーケティング活動を目的とした、統計・分析をするため利用することがあります。

第9条（免責事項）

1. 当社は、本サービスについて、ユーザー等の特定の利用目的への適合性、利用結果の完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性等について何ら保障するものではなく、当社の責によらない事由によりユーザーまたは第三者に損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。
2. 当社は、本サービスに関して、ユーザーと他のユーザーまたは第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

第10条（サービス内容の変更等）

当社は、仕様書の内容変更および本サービスの提供を中止する必要があると判断した場合には、ユーザーにその旨を事前通知いたします。なお、これによってユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第11条（利用約款の変更）

当社は、本約款を変更する必要があると判断した場合には、ユーザーに事前通知の上、適切な手法で変更することができるものとします。

第12条（通知または連絡）

ユーザーと当社との間の通知または連絡は、当社の定める方法によって行うものとします。

第13条（権利義務の譲渡の禁止）

ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本約款に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第14条（その他）

本約款に定めのないその他の事項については、電力需給契約の定めによるものといたします。

制定日：2023年7月1日

2023年度 夏季節電プログラム

仕様書

適用開始日 令和5年7月1日

2023年度 夏季節電プログラム（以下、「本プログラム」という。）に参加のうえ、節電に協力するユーザーに対して特典を付与する。

1. 対象者

以下の条件すべてに該当するユーザーを対象とする。

- ① 低圧契約者（ただし、契約種別が「定額電灯」「従量電灯A」は除く）
- ② メールで当社からの節電要請や文書を受け取ることが可能なこと。

2. 対象期間

各ユーザーの令和5年8月分・9月分・10月分の各月電気料金の算定期間

- ・8月分電気料金算定期間：令和5年7月検針日から8月検針日の前日
- ・9月分電気料金算定期間：令和5年8月検針日から9月検針日の前日
- ・10月分電気料金算定期間：令和5年9月検針日から10月検針日の前日

3. 申込み

申込書に必要事項記入のうえでメールまたは郵送で当社へ提出し、当社が受け付けをすることによって本プログラムに参加したとみなす。

4. 申込期限

令和5年7月31日（月）17:00まで

5. 達成特典

次項に示す条件を達成したユーザーに対し、1 需要地点につき**税込1,100円**を対象期間における各月の電気料金より値引きする。（最大3ヶ月で税込3,300円）

6. 達成条件

以下の2点すべてを満たした場合。

- ① 対象期間中の各月の月間使用量が200kWh以上であること。
- ② ①の使用量が以下の算定式より算出される代替ベースラインを下回っていること。

【代替ベースライン算定式】

代替ベースライン = $A \times B$ （小数点以下、切捨て）

A：令和5年7月電気料金算定期間における月間使用量

B：代替係数

8月分電気料金…1.095

9月分電気料金…1.031

10月分電気料金…0.913

7. 節電時間の通知

(1) 通知タイミング

節電の依頼は次のいずれかの場合に発出する。

- ・電力需給ひっ迫注意報／警報が発令された場合
 - ・その他、需給状況等から節電が必要と当社が判断した場合
- ユーザーへの節電要請は下表のとおりとする。

節電要請スケジュール

節電を要請する時間帯	通知タイミング
平日 9:00～13:00	前日 17:00 までに通知
平日 13:00～20:00	前日 17:00 まで もしくは 当日 12:00 までに通知

(2) 通知方法

申込時に登録したユーザーのメールアドレス宛てに通知する。

(当社連絡時のメールアドレス：setsuden-yps@ymgt-ps.jp)

(3) 節電要請実施期間

2023年8月1日 0:00 ～ 2023年10月31日 24:00

以上